

令和4年度 指定管理者監査報告書

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて、監査を実施する。

第2 監査の対象団体

倉敷市が所有する公の施設について、令和3年度に指定管理者に管理・運営を行わせた229施設のうち、次の2施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

| 指定管理者名 | 施設名 | 所管部署 |
|----------------------------------|-------------|--------------------------|
| 倉敷観光コンベンションビューロー ・クラレテクノ共同事業体 | 倉敷市新溪園 | 文化観光部 観光課 |
| 磯崎眠亀顕彰会 | 倉敷市立磯崎眠亀記念館 | 教育委員会 生涯学習部 文化財保護課 |

第3 監査の期間

令和4年6月29日から令和4年11月28日まで

第4 監査にあたった監査委員

竹内 道宏、濱田 弘、矢野 周子、大橋 健良

第5 監査の方法

公の施設の令和3年度の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係諸帳簿及び証拠書類との照合等により行った予備監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

第6 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

1 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。
- (4) 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- (5) 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- (8) 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- (9) 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

2 所管部署関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- (9) 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- (10) 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用す

る余地がないか検討がなされているか。

(11) 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。

(12) 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

第7 指定管理の状況

1 倉敷市新溪園の状況

| 区 分 | 内 容 | |
|-------------------------|---|-----------------|
| 施設名称及び所在地 | 倉敷市新溪園 倉敷市中央1丁目1番20号 | |
| 施設の概要 | 敷地面積 3,794.93㎡ 敷地現況 新溪園(庭園含む)、交通広場 延床面積 421.91㎡ 建物内容 敬徳堂、游心亭、管理人棟、小屋、倉庫、 あずま屋(西)、あずま屋(中)、あずま屋(東) 建物構造 全て木造瓦葺平屋 | |
| 指定管理者の指定方法 | 公募 | |
| 指定管理者 | 倉敷観光コンベンションビューロー・クラレテクノ共同事業体 | |
| 指定管理期間 | 令和2年2月1日～令和7年3月31日まで | |
| 指定管理料 | 総額 42,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。) (令和2年2月1日～令和7年3月31日まで) | |
| 利用料金制の有無 | 有り | |
| 議会の議決 | 令和元年10月2日 | |
| 令和3年度指定管理に係る収支状況(消費税抜き) | 収入 9,304,145円 支出 9,473,087円 収支 △168,942円 | |
| 施設の利用実績 | 令和3年度 | 令和2年度 |
| | 利用件数 379件 利用者数 16,832人 | 276件 21,294人 |

| | 達成目標 | 実績 | |
|---------|---------------------------|-------------|---------|
| 目標の達成状況 | 自主事業の実施回数 | 20回／年度 | 0回／年度 |
| | 使用者数 | 前年度比1%以上の増加 | 21.0%減少 |
| | 施設使用件数 | 前年度比2%以上の増加 | 37.3%増加 |
| | 利用者の満足度の向上（「満足」「ほぼ満足」の割合） | | |
| | 全体満足度 | 90%以上 | 100% |
| | 職員対応満足度 | 90%以上 | 100% |
| | 安全対策満足度 | 90%以上 | 100% |
| | 清潔感満足度 | 90%以上 | 97% |

(1) 目的及び事業（倉敷市新溪園条例）

（目的）

市民のための集会所および憩いの場所として、本市に新溪園を設置する。

（事業）

施設及び施設の附属施設（以下「施設等」という。）の提供と、施設の設置目的を達成するための事業センターの施設及び付属施設の提供

(2) 指定管理者に任されている業務の概要

ア 施設等の使用の許可に関する業務

イ 施設等の維持管理に関する業務

ウ 使用料の徴収に関する業務

エ その他新溪園の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

2 倉敷観光コンベンションビューロー・クラレテクノ共同事業体

- (1) 所在地 倉敷市中央2-6-1
- (2) 設立年月日 令和元年5月27日
- (3) 職員数 62人（内当該指定管理業務への配置数13人）
- (4) 概要

倉敷市新溪園及び倉敷市バス専用駐車場の指定管理者への指定を目的とし、倉敷市において観光及びコンベンションの振興等を行う公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローと、施設の設備管理を行うクラレテクノ株式会社により設立された共同事業体。

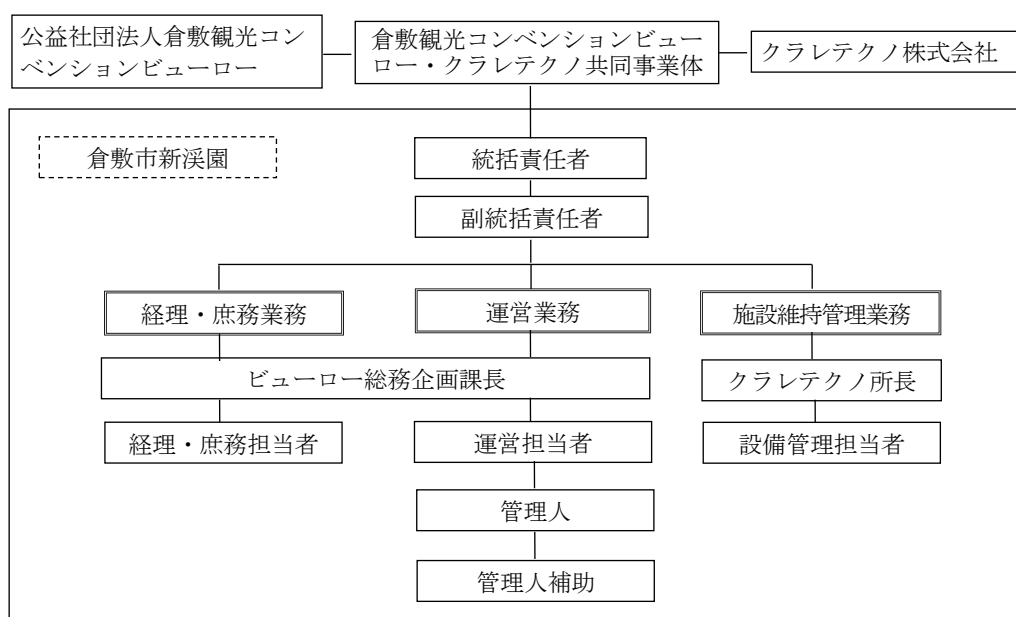
(5) 沿革

- 平成20年9月 指定管理者指定に向け共同事業体を設立
- 平成21年4月 倉敷市バス専用駐車場の指定管理者
- 平成26年8月 指定管理者指定に向け同共同事業体を再設立
- 平成27年2月 倉敷市新溪園、倉敷市バス専用駐車場の指定管理者
- 令和元年5月 指定管理者再指定に向け同共同事業体を再設立
- 令和2年2月 倉敷市新溪園、倉敷市バス専用駐車場の指定管理者

(6) 主な業務内容

倉敷市新溪園及び倉敷市バス専用駐車場の指定管理業務。

(7) 倉敷観光コンベンションビューロー・クラレテクノ共同事業体の組織



(8) 収支決算について

倉敷観光コンベンションビューロー・クラレテクノ共同事業体の令和3年度末における収支決算について指定管理者より提出されたものは次のとおりである。

新溪園 正味財産増減計算書 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|----------|-----------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | (2) 経常費用 | |
| 事業収益 | 9,299,130 | 事業費 | 9,473,087 |
| 新溪園料金収益 | 1,299,130 | 給与手当 | 360,000 |
| 指定管理料収益 | 8,000,000 | 賃金 | 3,087,404 |
| 雑収益 | 5,015 | 福利厚生費 | 9,263 |
| 雑収益 | 4,970 | 通信運搬費 | 101,558 |
| 受取利息 | 45 | 消耗品費 | 236,265 |
| | | 修繕費 | 254,100 |
| | | 光熱水料費 | 1,130,977 |
| | | 手数料 | 2,750 |
| | | 保険料 | 66,770 |
| | | 委託費(※) | 4,224,000 |
| 経常収益計 | 9,304,145 | 経常費用計 | 9,473,087 |
| | | 評価損益等調整前 | |
| | | 当期経常増減額 | △168,942 |
| | | 評価損益等計 | 0 |
| | | 当期経常増減額 | △168,942 |

※共同事業体協定書によるクラレテクノへの分配を含む。

3 倉敷市立磯崎眠亀記念館

| 区 分 | 内 容 | | |
|------------------|--|--------|--------|
| 施設名称及び所在地 | 倉敷市立磯崎眠亀記念館 倉敷市茶屋町195番地 | | |
| 施設の概要 | 敷地面積 907.00㎡ 延床面積 311.01㎡ 建物内容 ア 眠亀旧宅 (構造)木造2階建 (延床面積)257.26㎡ イ 花むしろ工房(構造)木造平屋建 (延床面積)48.02㎡ ウ 屋外化粧室 (構造)木造平屋建 (延床面積) 5.73㎡ | | |
| 指定管理者の指定方法 | 非公募 | | |
| 指定管理者 | 磯崎眠亀顕彰会 | | |
| 指定管理期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間) | | |
| 指定管理料 | 総額 7,420,000円(消費税及び地方消費税を含む。) (令和2年4月1日～令和7年3月31日まで) | | |
| 利用料金制の有無 | 無し | | |
| 議会の議決 | 令和元年12月20日 | | |
| 令和3年度指定管理に係る収支状況 | 収入 1,494,700円 支出 1,609,985円 収支 △115,285円 | | |
| 施設の利用実績 | 令和3年度 | 令和2年度 | |
| | 入館者数 | 1,008人 | 1,207人 |
| 目標の達成状況 | 達成目標 | 実績 | |
| | 利用者の満足度の向上(「満足」「ほぼ満足」の割合) | | |
| | 全体満足度 | 90%以上 | 100% |
| | 職員対応満足度 | 90%以上 | 100% |
| | 安全対策満足度 | 90%以上 | 100% |
| | 清潔感満足度 | 90%以上 | 100% |

(1) 目的及び事業（倉敷市立磯崎眠亀記念館条例）

（目的）

磯崎眠亀の功績を記念し、同氏が使用していた建物、作品及び関係資料を一般に公開するとともに、花菂(えん)の製作技術に関する学習の機会を提供することにより、市民の教養及び文化の向上に寄与することを目的として、倉敷市立磯崎眠亀記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

（事業）

ア 磯崎眠亀に関する資料の収集及び整理保存に関すること。

イ 資料の展示に関すること。

ウ 花菂の製作技術に関する知識の普及

エ その他前条の目的を達成するために必要な業務

(2) 指定管理者に任されている業務の概要

ア 記念館の維持管理に関する業務

イ 記念館の設置目的を達成するために必要な業務

ウ 記念館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

エ その他記念館の運営に関する業務のうち、教育委員会のみの特権に関する事務を除く業務

4 磯崎眠亀顕彰会

(1) 所在地 倉敷市茶屋町195番地

(2) 設立年月日 昭和63年4月1日

(3) 会員数 個人会員367人、特別会員18団体

(4) 概要

明治時代、錦莞菂織機を発明し、い草による精巧緻密な錦莞菂を海外に広め、日本の殖産と郷土の産業振興に貢献した磯崎眠亀の業績と人物を顕彰し、郷土の人づくり、町づくりに役立てることを目的とし設立された団体。

(5) 沿革

昭和63年4月 磯崎眠亀記念館開館に合わせ、顕彰会設立
開館当時から記念館の管理に携わる

平成23年4月 磯崎眠亀記念館の指定管理者

平成26年4月 磯崎眠亀記念館の指定管理者

平成29年4月 磯崎眠亀記念館の指定管理者

令和2年4月 磯崎眠亀記念館の指定管理者

(6) 主な事業

会の目的達成に必要な諸活動（眠亀まつりの開催、眠亀だよりの発行等）、眠亀顕彰のための物品販売、倉敷市立磯崎眠亀記念館の管理・運営への協力。

(7) 磯崎眠亀顕彰会の組織

役員 顧問3人、会長1人、副会長兼会計1人、副会長兼事務局長1人、
監査2人、理事32人

(8) 収支決算について

倉敷市立磯崎眠亀記念館の令和3年度末における収支決算について指定管理者より提出されたものは次のとおりである。

磯崎眠亀顕彰会（※） 令和3年度 収支決算書

(単位：円)

| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
|-------------|-----------|-------|-----------|
| 前年度繰越金 | 324,059 | 広報活動費 | 404,264 |
| 一般会費 | 359,000 | 会議費 | 1,936 |
| 特別会費 | 320,000 | 事務消耗品 | 120,985 |
| 活動助成金 | 82,680 | 諸会費 | 5,000 |
| 委託料 | 1,484,000 | 管理費 | 1,484,000 |
| 預金利息 | 4 | 保険料 | 21,462 |
| 書籍販売 | 10,700 | リース料 | 7,425 |
| 誤払による店からの返金 | 9,360 | 雑費 | 32,680 |
| 商品返品 | 700 | 通信費 | 4,811 |
| | | 次期繰越金 | 507,940 |
| 合計 | 2,590,503 | 合計 | 2,590,503 |

※指定管理に係る収支を含む。

第8 監査の結果

当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、次のとおり一部改善を要する事項があったので、指定管理者にあっては所管部署との協議により、適切な措置を講じ、所管部署にあっては指定管理者に対する指導を含め、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理において改善を要するもののうち軽易な事項については、記述を省略した。

1 倉敷市新溪園に関する事項

(1) 倉敷観光コンベンションビューロー・クラレテクノ共同事業体に関する事項

ア 義務の履行について

廃棄物処理業務について、市の承諾を得ないまま委託を行っていたので、協定書等の定めに従い、適正な事務処理をされたい。

イ 経理について

決算報告書について、指定管理業務に係る経費の記載内容に明確性を欠く項目が見受けられたので、適正な帳票作成に努められたい。

(2) 所管部署に関する事項

ア 支出等について

廃棄物処理業務について、指定管理者が市の承諾を得ないまま委託を行っていたので、協定書等の定めに従い、適正な事務処理をさせるようにされたい。

イ 経理について

指定管理者の業務及び経理について、決算報告書に記載された指定管理業務に係る経費の内容に明確性を欠く項目が見受けられたので、適正かつ明確な経理事務がなされるよう指定管理者に指導を行い、決算の詳細な状況把握に努められたい。

2 倉敷市立磯崎眠亀記念館に関する事項

(1) 磯崎眠亀顕彰会に関する事項

ア 経理について

指定管理者の業務及び経理について、管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程を整備し、経理については区分経理とすることにより、当該指定管理業務自体の業務及び経理状況が把握できるよう適正かつ明確な事務に努められたい。

(2) 所管部署に関する事項

ア 経理について

指定管理者の業務及び経理について、協定書等に規程の整備、区分経理などの必要な水準が明記されていなかったため、適切な報告書の徴収、調査及び指示を行うため、協定書等には必要な水準を明記し、適正かつ明確な事務がなされるようにされたい。

3 意見

指定管理者制度とは、多様化する住民のニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の高度な技術や知識を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経済性の向上や組織の簡素化を図ることを目的とするものである。

今回監査対象とした、伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物である新溪園や、国の登録有形文化財であり日本遺産の構成文化財にもなっている磯崎眠亀記念館は、いずれも倉敷市の発展を明治時代から今に伝える重要な施設として次の世代へ引き継いでいかなければならないものである。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数は前年度に比べ減少したものの、本市が実施した指定管理者の運営状況の把握や評価等に関するモニタリングによると、2施設ともに、利用者満足度は「満足」又は「ほぼ満足」の割合が多く、また、総合評価も高い結果となっており、住民サービスの向上に寄与していると認められる。

指定管理者においては、引き続き日頃の施設点検や必要に応じた修繕を行うことにより、施設を安心・安全に維持管理するとともに、より広く施設の認知度を上昇させるよう努められたい。また、所管部署においては、施設運営に関する情報の共有など指定管理者との連携を密に行うとともに、施設の魅力向上に努めることで、その存在価値がより一層高められるよう努められたい。こうした取り組みを継続的に進めることで、両施設が今後とも末永く市民から愛される施設であり続けることを期待するものである。